

新潟県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 8 月 30 日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第13号

新潟県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県福祉のまちづくり条例施行規則（平成 8 年新潟県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第 3 （第 4 条関係） 1 建築物（コンビニエンスストアを除く。）に関する整備基準		別表第 3 （第 4 条関係） 1 建築物（コンビニエンスストアを除く。）に関する整備基準	
整備項目	整備基準	整備項目	整備基準
(略)		(略)	
16 客室	別表第 1 建築物の部 7 の項に掲げる公共的施設には、次に定める構造の客室を、 <u>客室の総数を100で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</u> 以上設けること。 (1)～(4) (略)	16 客室	別表第 1 建築物の部 7 の項に掲げる公共的施設には、次に定める構造の客室を <u>1以上</u> 設けること。 (1)～(4) (略)
(略)		(略)	
1 の 2 ～ 5 (略)		1 の 2 ～ 5 (略)	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の別表第 3 の 1 の表 16 の項の規定は、この規則の施行後に着手する新設等及び当該新設等をした公共的施設の維持について適用し、この規則の施行前に着手した新設等及び当該新設等をした公共的施設の維持については、なお従前の例による。